

年頭の挨拶

福岡県学童保育連絡協議会HPをご覧の皆様

新年明けましておめでとうございます

<学童保育制度を守り発展させるために>

「子ども・子育て支援新制度」（以下、「新制度」）が開始され6年目に入ります。

「新制度」において学童保育は、①市町村(特別区を含む：以下同じ)が実施主体となり、5年毎の「子ども・子育て支援事業計画」（以下、「事業計画」）を立て、対象児童を小学校6年生まで引き上げる、②国が定めた「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（以下、「省令基準」）に基づき、学童保育を実施するすべての市町村が学童保育の基準条例（以下、「条例基準」）を制定する、③5年間で利用児童30万人増のために、施設整備費と常勤指導員の配置も含めた運営費の予算化も計画されました。

ところが去年、政府の地方分権改革では、一部の自治体や地方三団体の「指導員不足」を理由に、「従うべき基準」を参酌にする方針を打ち出し、2019年通常国会に「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（以下、地方分権一括法案）」として児童福祉法の改悪法案を提出し可決してしまいました。

福岡県連協は、全国学童保育連絡協議会（以下、全国連協）と共に、地方分権一括法案の「従うべき基準」の参酌化は学童保育での子どもの命と安全、安心できる「生活の場」を保障する観点から、学童保育の質の低下を招き、市町村格差を拡大するものであるため、「従うべき基準」の堅持を強く求め、参酌化反対の取り組みを呼びかけました。国会請願の取り組みでは、「学童保育の『従うべき基準』を堅持することが実現できる財政措置」の請願署名では37万筆以上、「学童保育を拡充し、子育て支援の充実」の請願署名は21万筆以上が集約できました。国への意見書の取り組みでは、都道府県議会で12道県、市町村議会では50市町となり、請願署名とともに国への取り組みは、国会議員を動かす大きな力になりました。

学童保育の実態は、自治体や学童保育現場によって実施条件、保育内容はさまざまであり、いまなお多くの課題（学童保育の大規模化、待機児童の増大、条件整備の遅れ、指導員の低賃金を含む厳しい労働環境、行政や地域の理解の不十分さ、予算の少なさなど）があります。

今、学童保育と学童保育運動は大きな節目をむかえています。「従うべき基準」は、2020年4月から参酌となりますが、「省令基準」「条例基準」「放課後児童クラブ運営指針」（以下、「運営指針」）を足がかりにして、国と地方自治体の責任で学童保育が量的にも質的にも拡充されるよう求めていくことが大変重要です。

福岡県学童保育所数は、2019年5月現在、1523箇所(去年度より49ヶ所増)に増加し、1年生から6年生まで約63,400人(去年度より約2,300人増)の子どもたちが利用していて箇所数も利用者数も毎年増加しています。併せて、待機児童は確認されているもので県内22の市町で約550人とこの1年で120人も急激に増加していることも危惧するところです。今や学童保育は、放課後の子どもたちにとっても、働きながら子育てする保護者にとっても、欠く事の出来ない大切な場であり必要な場となりました。

福岡県学童保育連絡協議会（福岡県連協）は、1977年に『子どもたちに豊かな放課後生活を、そして働く親が安心して働くことができる学童保育を』との願いから発足し、以来活動を続けています。全国学童保育連絡協議会(全国連)や九州各県連協との連携を図り、会員の皆様と協力し、各種研修会や県市町村との懇談を行い、要望を伝え、学童保育施策の拡充と量と質の向上に向けて活動してきました。今後ともご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い致します。

今年も、2月23日、県連協主催の『第38回福岡県学童保育研究集会』を開催します。記念講演に『中西新太郎氏、午後からは12分科会を企画し参加者の皆様と共に学び合えることを願っています。是非お越しください。

皆様の今後のご活躍を願い、年頭の挨拶とさせていただきます。